

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和3年8月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100150 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100034 号

### 第1 結論

請求者のA社における平成24年8月3日、同年12月13日、平成27年12月10日、平成28年8月3日、同年12月8日及び平成29年8月4日の標準賞与額を訂正することが必要である。訂正後の標準賞与額は、平成24年8月3日及び同年12月13日は54万円、平成27年12月10日は48万円、平成28年8月3日は38万円、同年12月8日は50万円、平成29年8月4日は37万円とする。

平成24年8月3日、同年12月13日、平成27年12月10日、平成28年8月3日、同年12月8日及び平成29年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年8月3日及び同年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、事業主は、請求者に係る平成27年12月10日、平成28年8月3日、同年12月8日及び平成29年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成24年8月  
② 平成24年12月  
③ 平成27年12月  
④ 平成28年8月  
⑤ 平成28年12月  
⑥ 平成29年8月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑥までの標準賞与額の記録がない。各請求期間の賞与に係る支払明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る支払明細書及びA社における請求期間当時の社会保険事務担当者（以下「元担当者」という。）から提出された源泉徴収簿により、請求者は、請求

期間①及び②は 54 万円、請求期間③は 48 万円、請求期間④は 38 万円、請求期間⑤は 50 万円、請求期間⑥は 37 万円の賞与の支払いを受け、各賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、各請求期間に係る賞与支給日については、上記の源泉徴収簿に記載された支給月日から、請求期間①は平成 24 年 8 月 3 日、請求期間②は同年 12 月 13 日、請求期間③は平成 27 年 12 月 10 日、請求期間④は平成 28 年 8 月 3 日、請求期間⑤は同年 12 月 8 日、請求期間⑥は平成 29 年 8 月 4 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなってしまっており回答を得ることができず、元担当者は、平成 24 年 8 月 3 日及び同年 12 月 13 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、平成 27 年 12 月 10 日、平成 28 年 8 月 3 日、同年 12 月 8 日及び平成 29 年 8 月 4 日の賞与については、上述のとおり事業主からは回答を得られないものの、元担当者は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないと回答していることから、年金事務所は、請求者の上記の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。